

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月8日 02時46分ごろ
発生場所	静岡県下田市神子元島西方沖 神子元島灯台から真方位270° 7.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 34.4′ 東経138° 48.1′）
事故の概要	貨物船CHANG SHANは、西進中、また、貨物船第八祐徳丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年12月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 CHANG SHAN（中華人民共和国香港特別行政区籍）、1,983トン 9350331（IMO番号）、SHUN TONG SHIPPING LIMITED B 貨物船 第八祐徳丸、199トン 134845、株式会社新光海運
乗組員等に関する情報	A 航海士A、三級航海士免状（中華人民共和国発給） B 航海士B、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A 船は、船長及び航海士Aほか12人が乗り組み、法定灯火を表示し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、航海士Aが右舷船首方約2MにB船のレーダー映像を認め、その後B船と左舷対左舷で通過しようと思ひ、右転した。 B 船は、船長及び航海士Bほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、約10knの速力で東進中、航海士Bが左舷船首方約3MにA船の左舷灯及び右舷灯を認め、その後、A船が船首方を通過して右舷船首方約0.2Mとなったので、A船と右舷対右舷で通過するものと思ひ、同じ針路及び速力で航行を続けた。
分析	A 船は、航海士Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と左舷対左舷で通過しようと思ひ、右転を行ったものと考えられる。 B 船は、航海士Bが、A船と右舷対右舷で通過するものと思ひ、同じ針路及び速力で航行を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、航海士Aが、見張りを適切に行っていなかった

	<p>め、B船と左舷対左舷で通過しようと思い、右転し、また、航海士Bが、A船と右舷対右舷で通過するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 早めにVHF無線電話で操船の意図を確認すること。・ 操船信号を実施すること。